

うるま市

配慮を要する子への支援体制整備に係るロードマップ

令和5年3月

うるま市

目次

I 計画策定の概要

- 1. 策定の背景 1
- 2. 策定の趣旨 1
- 3. ロードマップの位置づけ 3

II 本市の配慮を要する子への支援の現状と課題

- 1. 本市の配慮を要する子への支援体制 4
- 2. 本市の配慮を要する子への支援に関連する現状と課題の把握 5

III うるま市が目指す「こどもの未来」と大事な柱

IV 配慮を要する子への支援体制整備に向けて（方針）

- 1. 推進する6つの視点(本市の課題を踏まえて) 8
 - (1)支援者のスキルアップ 8
 - (2)人材の確保 8
 - (3)「支援の場・機会」の充実 8
 - (4)「つながりの体制」構築 8
 - (5)保護者支援の強化充実 8
 - (6)地域の中で育つ環境づくり 8
- 2. 支援体制づくりの基本的な考え方 8
 - (1)「つながる支援」 9
 - (2)「重なる支援」 9
 - (3)「寄り添う支援」 9

V 配慮を要する子への支援体制整備ロードマップ

- ビジョン1. 配慮を要する子への支援を支える人材の資質向上と確保 11
- ビジョン2. 児童発達支援センターを中核とした配慮を要する子への支援の強化 12
- ビジョン3. 配慮を要する子への支援に係る関係機関のネットワーク体制づくり 12
- ビジョン4. 保護者支援の強化充実 13
- ビジョン5. 地域でのインクルーシブな支援 14

VI 発達支援と関連する課題への対応（子どもの貧困対策、不登校対策）

1. 発達障害と関連する課題（子どもの貧困対策、不登校対策）・・・・・・・・・・ 15
2. 発達障害と関連する課題への対応（子どもの貧困対策、不登校対策）・・・・・・・・・・ 15

VII ビジョンの実施スケジュール及び関係機関について

資 料

1. 健康保健分野の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2. 福祉分野の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
3. 教育分野の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
4. 親への支援の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
5. 配慮を要する子への支援に関連して（子どもの貧困対策取り組み状況）・・・・・・・・・・ 26

I 計画策定の概要

1. 策定の背景

- 平成17年の「発達障害者支援法」の施行及び平成28年の法改正以降、「発達障害」の定義が確立され、「発達障害」の位置づけが各種法制度に定着するとともに、早期発見・早期療育、家族支援、専門的な体制整備など、ライフステージを通しての様々な取組が展開されてきている。
- 平成24年の「児童福祉法」の改正に伴い、障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた支援体系が一元化され、児童発達支援は、主に未就学児の障がいのある子どもを対象に発達支援を提供するものとして位置付けられた。
- 「発達障害者支援法」の目的は早期発見とそれに伴う早期支援の体制を地方自治体に推進させることであり、発達の特徴は早期に療育や支援を開始することにより、その後の社会生活の困り感の軽減が期待され、児童への発達支援の取り組みはますます重要となる。
- 本市においても、妊娠期・乳幼児期から成人期などの各ライフステージにおいて、切れ目ない支援の実現に向け、保健分野では、乳幼児健診を起点に発達相談や事後フォロー教室を展開し、福祉・保育・教育分野においては、専門職による保育所等巡回相談や保育所等訪問支援などの発達支援の取り組みを継続して実施している。
- 発達障害に関する社会的認知度の高まりや乳幼児健診のスクリーニング機能の充実、専門機関の増加等により、発達障がい児及び発達が気になる子（以下「配慮を要する子」という。）は年々増加していることから、市内の関係部署間の連携だけでなく、医療機関や障害児通所支援事業所等の関係機関と連携体制の強化がより一層重要となっている。

2. 策定の趣旨

- 本市は、令和4年度に「こども未来部 こども発達支援課」を設置し、配慮を要する子の支援体制整備に関する取り組みを統括しながら、こどものライフステージ、多面的・包括的な関わりを重視し、様々な部署に分かれていたこどもに関連する取り組み施策を、可能な限り一つの部署にまとめ、こどものための関わり方について、縦割りのな行政対応から、横の連携を意識した「切れ目ない支援」を目指し、体制づくりを進めている。
- 児童発達支援センター、発達支援クリニック、親子通園、児童館、医療機関を有する複合施設を整備し、児童発達支援センターを中核とした配慮を要する子への支援体制を確保するとともに、地域における交流機会を広げ、インクルーシブ教育の展開も図るところである。

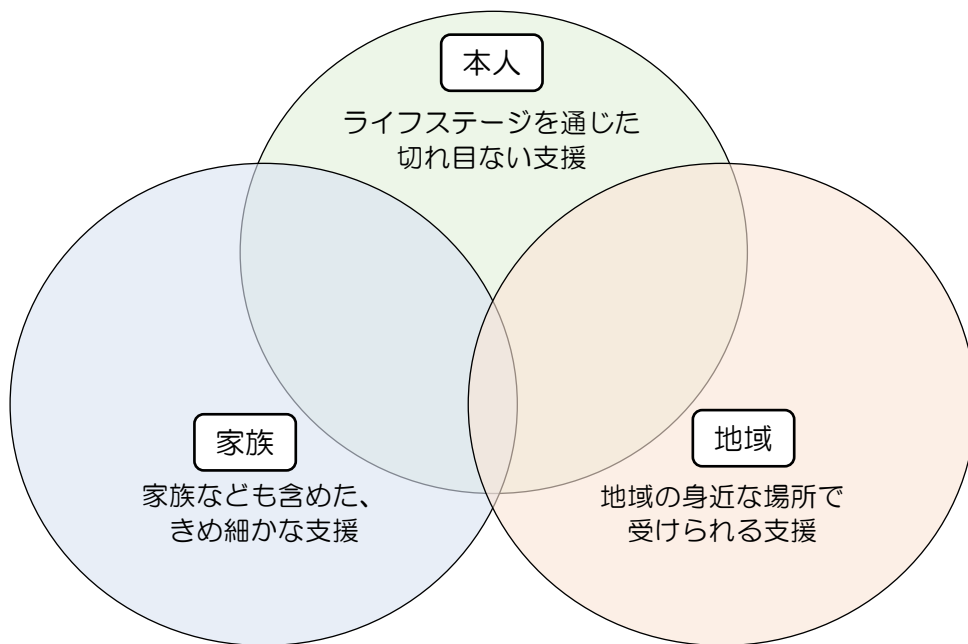
○発達障害支援法の改正で掲げている3つのポイント

- ①ライフステージを通じた切れ目ない支援
- ②家族なども含めた、きめ細かな支援
- ③地域の身近な場所で受けられる支援

この3つの支援体制構築に向け、医療・保健・福祉・保育・教育などにおける配慮を要する子への社会的な支援体制の確立と地域づくりを目指す。

○地域づくりを進めるにあたっては、「現在置かれている課題解決（短期的視点）を目指すだけでなく、本市の配慮を要する子への支援体制の整備を段階的に進め、「理想的な将来像（中長期的視点）」を実現するべくロードマップを取りまとめたところである。

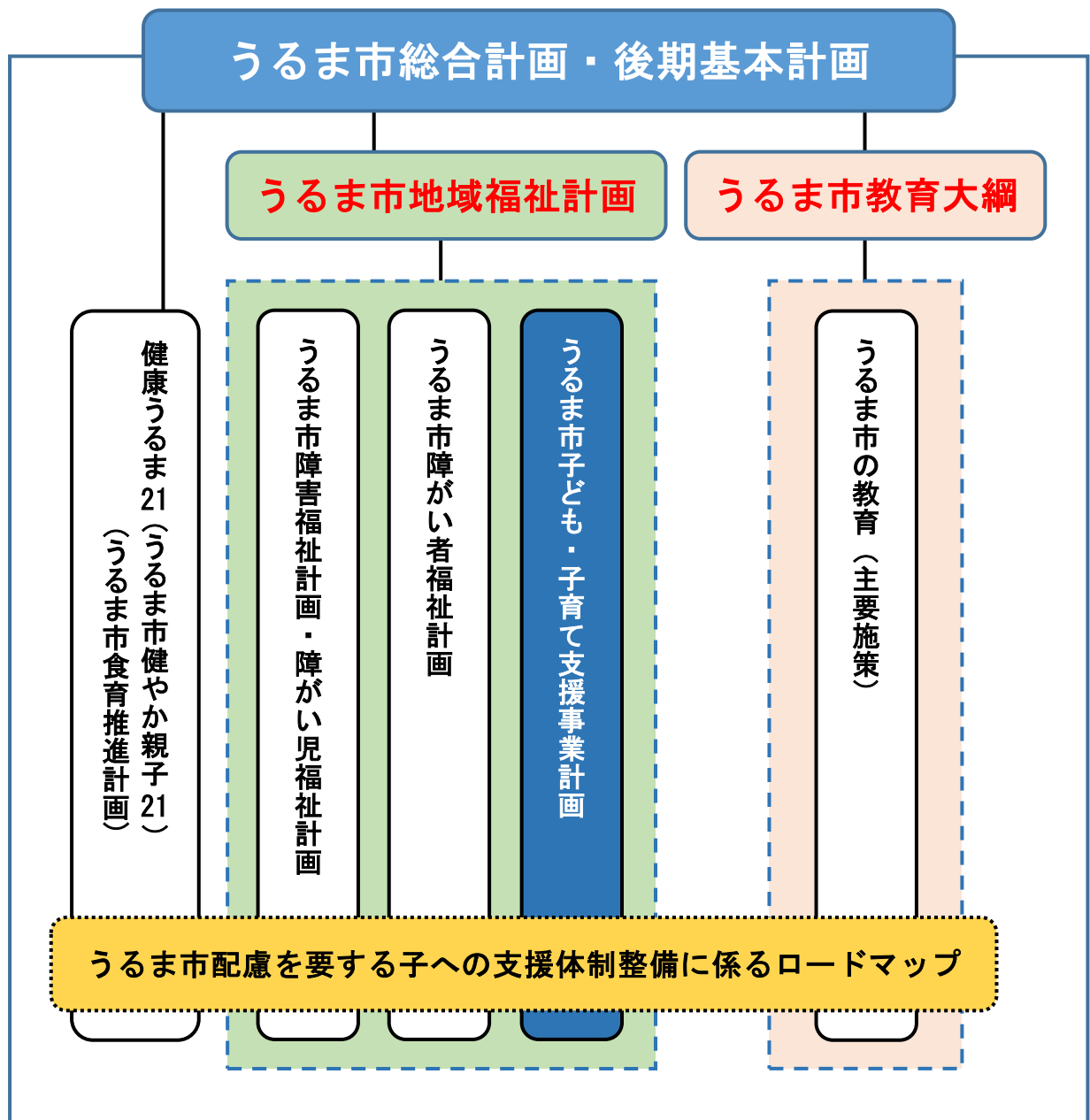
■配慮を要する子への支援の3つの要素（障害児支援の3つの要素）



ライフステージを通じた切れ目ない支援	家族なども含めたきめ細かな支援	地域の身近な場所で受けられる支援
配慮を要する子を支援するための医療、福祉、教育、就労などの各分野の緊密な連携ネットワークの構築によりそれぞれのライフステージを通じた切れ目ない支援を実施する。	発達の特徴に合わせた配慮がなされ、その家族も含め、相談、情報発信、関係機関のつなぎなど、きめ細やかな支援を推進する。	地域の関係機関の連携により可能な限り当事者が住む地域、身近な場所で支援が受けられる体制を構築する。

3. ロードマップの位置づけ

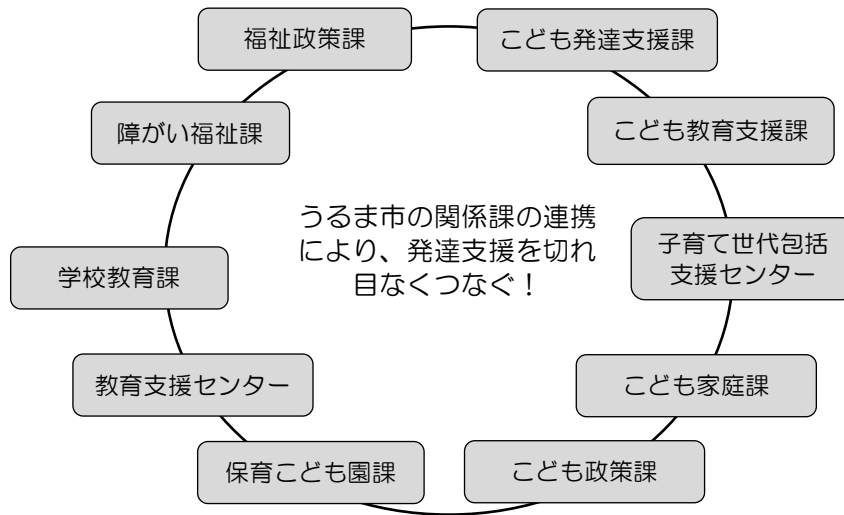
○配慮を要する子への支援体制整備に係るロードマップは、本市の総合計画を最上位計画とし、「うるま市地域福祉計画」、「うるま市子ども・子育て支援事業計画」、「うるま市障がい者福祉計画」、「うるま市障害福祉計画・障がい児福祉計画」、「うるま市教育大綱」、「うるま市の教育（主要施策）」を踏まえ、行政内の体制づくりの他、教育委員会、関係機関とも連携し、支援体制を作っていくために策定しています。



Ⅱ 本市の配慮を要する子への支援の現状と課題

1. 本市の配慮を要する子への支援体制

- 配慮を要する子への支援においては、保健、教育、保育、福祉サービス、医療など、様々な関係課、関係機関が関わり、一人ひとりの児童の支援を行っている。
- 配慮を要する子への支援の強化を図るため、令和4年度からこども未来部に「こども発達支援課」を創設し、「こども教育支援課」、「子育て世代包括支援センター」、「こども家庭課」、「こども政策課」、「保育こども園課」、「教育支援センター」、「学校教育課」、「福祉政策課」、「障がい福祉課」が連携し、切れ目ない支援に努めている。



■ 配慮を要する子への支援関係課【こども未来部】

	役割	備考
こども発達支援課	未就学児の発達相談等に関する業務、保育所巡回、健診事後フォロー	こどもステーションを統括
こども教育支援課	認可保育園等における配慮を要する子への支援、保育施設職員への研修	
保育こども園課	運営助成金(障がい児加配)	
子育て世代包括支援センター	母子保健における気になる子、発達に課題がある子の発見	妊娠期からの切れ目ない支援を推進
こども家庭課	児童館、学童クラブといった居場所の確保	※令和5年度から貧困に関連する居場所事業は、こども政策課へ移管
こども政策課	子どもの貧困対策	

■配慮を要する子への支援関係課【福祉部・学校教育部】

	役割	備考
福祉政策課	重層的支援の構築	
障がい福祉課	障がい児のサービス利用関連、障がい児の親の会支援	基幹相談支援センターを設置 委託相談支援事業所を設置
学校教育課	学校における特別支援教育に関する支援、特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員の配置、指導・支援力向上のための研修	うるま市教育支援委員会
教育支援センター	教育相談、不登校支援関連	不登校・引きこもりと発達障害との関連性が見られるため

2. 本市の配慮を要する子への支援に関連する現状と課題の把握

①配慮を要する子について

- ★うるま市では発達面の要経過観察児が1歳6か月健診時で35.9%、3歳児健診時で28.9%となっており、継続支援を行う中で発達に特性のある子が把握されることが多い。

②対応する人材や支援の場について

- ★教育・保育施設、小中学校での支援員等が不足している。
- ★発達相談の場、親子で通う発達支援の場、発達診療を行う場（医療機関）の連携体制が構築されていない。
- ★障害福祉サービスの利用や就学時に必要となる心理検査を行う心理士等が不足している。
- ★障害福祉サービスの利用者は年々増加傾向にあるものの、保育所等訪問支援については支給決定者・利用延べ人数は横ばいであり、当サービスの事業内容について広く周知し、教育現場等での教育と福祉の連携を推進する必要がある。

③保護者への支援について

- ★配慮を要する子の保護者が、我が子の状態を受け入れられず、療育開始が遅れるケースがある。
- ★沖縄県が発行している「新サポートノートえいぶる」は、配慮を要する子の保護者のための支援ノートであるが、用途や記録方法等の周知が行き届いていない。
- ★発達障害や発達支援に関する情報が必要な人に行き届いていない。
- ★市内には児童の受け入れが可能な短期入所事業所が無く、緊急時の対応や、保護者の方が安心して休息を取ることのできる環境が不足している。
- ★就学前を対象としたペアレントトレーニングやピア活動など、家庭支援の機会の場の充足が必要である。

④研修等による関係者の対応力向上について

- ★保育施設職員、小中学校教職員、相談員など、研修による関係者の発達障害等に対する対応力の向上が必要である。

- ★全国的に、障害児通所サービスの利用が増加しているが、質の確保が必要である。
- ★発達障害の特性やそれに対する具体的な関わり方について、周知活動が必要である。

⑤定期的な保育所等訪問支援及び巡回相談等について

- ★作業療法士や市の巡回相談員等による、保育施設職員及び教職員への専門的な視点からのアドバイスをを行う必要がある。

⑥「切れ目ない支援」、「寄り添い型の支援」について

- ★保健、医療、福祉、保育、教育といった関係部署がつながり合い、情報共有体制を構築し、「切れ目ない支援」を行う必要がある。
- ★関係機関へのつなぎの際、必要に応じて“つなぎ役”が保護者に同行して対応する「寄り添い型の支援」を行う必要がある。
- ★児童発達支援センターを中核とした関係機関との連携強化が必要である。

⑦中高生の発達支援と居場所について

- ★中高生で配慮を要する子への支援が必要である。
- ★義務教育終了後の15歳以上の子ども達の居場所が不足している。

Ⅲ うるま市が目指す「こどもの未来」と大事な柱

○（“目指す「こどもの未来」とは”）

こども一人ひとりの個性や主体性が尊重され、こども、家族、そして、関わる人々が、相互に理解し、相互で支え合い、地域社会の中で暮らしながら、皆とともに成長していく未来

（「こどもの未来」への大事な柱）

- ① 乳幼児期、学童期、青年期のライフステージを通じた「切れ目ない」支援体制
- ② 子どもの発達や特性、保護者のニーズに応える充実した支援とサービス提供
- ③ 子ども一人ひとりの個性や自尊心、主体性が尊重され、子どもとその家族が心安らく地域社会

IV 配慮を要する子への支援体制整備に向けて（方針）

1. 推進する6つの視点(本市の課題を踏まえて)

(1)支援者のスキルアップ

- 各施設（保育施設、学校、サービス事業所等）の質の向上
- 保育施設及び学校における集団生活上の課題解決に対する専門職の積極的活用（保育所等訪問支援、保育所等巡回相談等）

(2)人材の確保

- 特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員、心理士など、配慮を要する子への支援に係る専門職などの人材の確保が必要。

(3)「支援の場・機会」の充実

- 発達を支援する場（親子通園、子育て支援センター、児童館、巡回相談、中高生の居場所、児童発達支援センター、サービス事業所、医療機関等）の連携を強化し、ライフステージにおける横のつながりを構築。

(4)「つなぎの体制」構築

- 早期発見、早期療育のため保育施設及び学校や発達を支援する場の連携・情報共有が必要。

(5)保護者支援の強化充実

- 新サポートノートえいぶるに関する利用方法や情報提供が必要。
- 配慮を要する子の保護者の障害受容・気づきに関する支援や、各ライフステージにおいて、一貫したサポートが受けられるよう情報提供が必要。

(6)地域の中で育つ環境づくり

- 共生社会の実現に向け、市民への発達障害に関する理解を深めるため、身近な地域での交流機会を設けるなど、地域コミュニティの醸成に向けた取り組みが必要。

2. 支援体制づくりの基本的な考え方

- 本市の配慮を要する子への支援体制の構築にあたっては、保健・福祉・教育・医療の関係機関をつなぐ横の連携（つながる支援）と、一人ひとりのライフステージを切れ目なくつないでいく縦の連携（重なる支援）と、配慮を要する子とその保護者を支える（寄り添う支援）体制の構築を目指します。

(1) 「つながる支援」

○「つながる支援」＝保健・福祉・教育・医療等の関係機関の横の連携

- つながる支援(横の連携)は、配慮を要する子への支援にかかわる関係機関や関係者が、役割分担しながら相互に情報共有し、それぞれの専門性を発揮して一人ひとりの発達支援を展開していくものである。
- 本市の保健・福祉・教育などの関係部署と児童発達支援センター、医療機関、障害福祉サービス事業所等と連携しながら重層的な支援を行っていく。
- 将来的には、各関係機関(者)による配慮を要する子への支援の課題と方向性を協議する会議体を設置し、より良い支援体制やシステムの構築を目指す。

(2) 「重なる支援」

○「重なる支援」＝療育段階から保育園、幼稚園、こども園、小中学校へと切れ目ない縦の連携

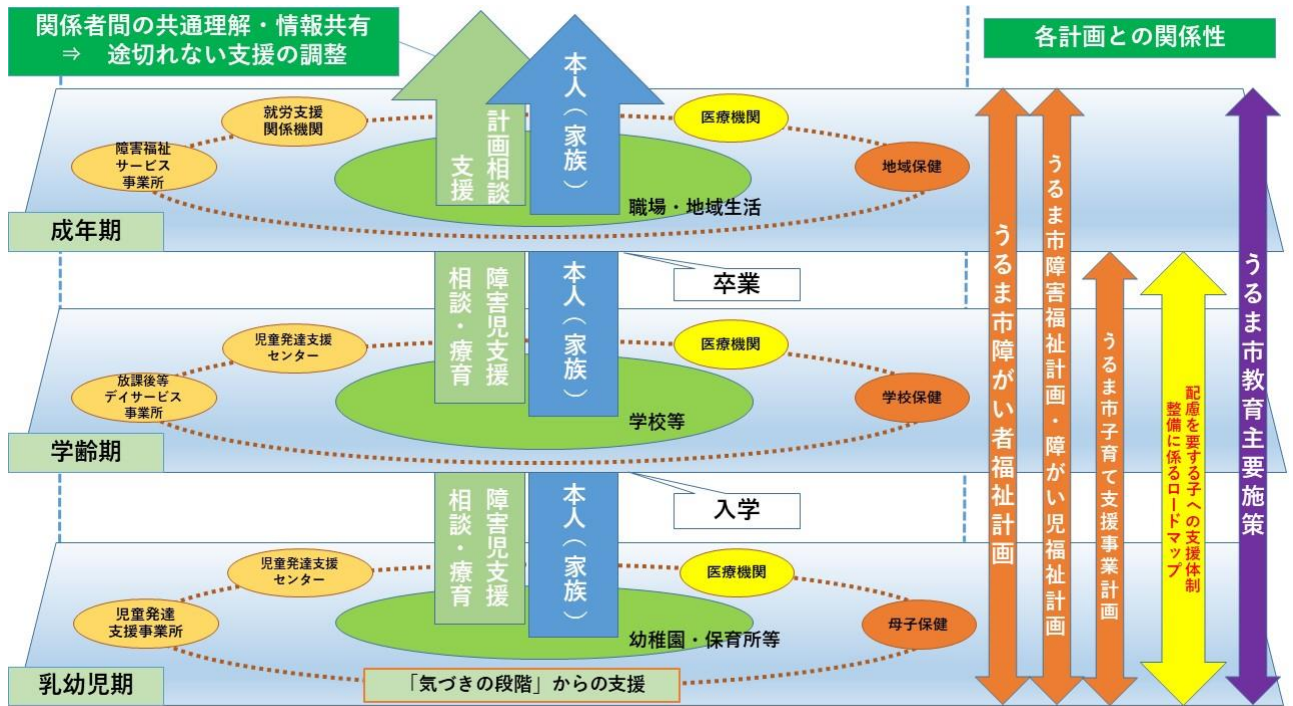
- 重なる支援(縦の連携)は、子どもの成長を年齢によって分断するのではなく、乳幼児健診から保育園、認定こども園、小学校、中学校及び特別支援学校がつながり、大人に向けて切れることなく発達支援を展開するものである。
- 子どもの特性や支援、注意点などは、ライフステージに通じた支援者と保護者が共通認識をもち、過去の成長記録や支援記録に基づきながら引き継がれる必要がある。
- 乳幼児健診時の情報や成人期までの個別支援プランなど、保護者と支援者が共有できる体制を構築する。
- 個別支援プランは、各支援者間で共有するとともに、客観的に評価していく。
- 将来的には、成人期までのライフステージを切れ目なくつなぐ個別支援プランの事例集を取りまとめ、支援者の研修資料を作成するなど、保護者支援や関係者の資質向上を目指す。

(3) 「寄り添う支援」

○「寄り添う支援」＝配慮を要する子とその保護者が不安なく発達支援を受け、地域で暮らせるように支える

- 寄り添う支援は、配慮を要する子とその保護者が障害福祉サービスを受ける上での不安や困り事など、その一つ一つに耳を傾け、丁寧な対応をもって支えていくことである。
- 早期発見・早期療育の重要性を説明し、また個々のニーズに応じながら、配慮を要する子への発達支援と家族支援、集団の中での「育ち」の支援を行う。
- 関係機関(者)においても、上記のような視点を踏まえた配慮を要する子やその保護者への対応を意識し、一人ひとりの特性を見極め、支援を行っていく必要がある。
- 保護者は、子との関わり方や将来のことなど、様々な不安が想定され、支援者はその不安を解消し、安心して発達支援を受けられるよう、保護者にも寄り添いながらの家庭支援を行う。

■ 「つながる・重なる・寄り添う支援」のイメージ



V 配慮を要する子への支援体制整備ロードマップ

- 現状で解決すべき課題への対応は「6つの視点」に基づいて推進していくところであるが、今の課題を解決するだけ为本市の配慮を要する子への支援の在り方ではない。発達障害を抱える子やその保護者が本市において適切な支援を受けやすく、また、「誰一人取り残さないうるま市」を目指す上では、中長期的な視点により、円滑で効果的な発達支援の基盤づくりを推進する必要がある。
- 本市の配慮を要する子への支援体制整備に向けて、中長期的展望も視野に入れたビジョン達成のためのロードマップを掲げる。

ビジョン1. 配慮を要する子への支援を支える人材の資質向上と確保

○本市の課題である、6つの視点より「支援者のスキルアップ」、「人材の確保」を踏まえて、配慮を要する子への支援者の資質向上や人材確保に向けた取り組みを展開する。

【①_研修、ティーチャーズトレーニング】

- ・児童発達支援センターや発達支援クリニックと連携し、配慮を要する子へ関わる支援者に向けた研修を実施する。
- ・医療的ケア児についての研修も同様に実施する。

【②_教職員、サービス事業所、発達支援に従事する相談員への研修】

- ・市内の小中学校の教職員に対する発達支援に関する事例研修や専門職による講演会を行う。
- ・障害児通所支援サービス事業所や発達支援の相談員への寄り添う支援の充実を図るため、研修機会を設ける。
- ・支援者間の合同意見交換会を設ける。
- ・成人期までの個別支援プラン等の事例集を取りまとめた資料を作成する。また、関係機関(者)や保護者が閲覧できるよう、WEB上にも公開する。
- ・作業療法士等の専門職を招いての研修会を開催する。
- ・保育所等訪問支援の事業所との勉強会を実施する。
- ・ティーチャーズトレーニングなどの支援者向けの研修会を開催する。

【③_保育施設職員の研修体制】

- ・発達支援についての研修メニューを設け、事例研修会や専門職による講演会などを定期的で開催する。

【④_ペアレントメンターの育成・活用】

- ・配慮を要する子を持つ保護者への支援体制として、同じ立場の親による「ペアレントメンター」

(親支援)の活躍が期待されており、巡回相談の専門員とともにペアレントメンターを育成し、保育施設等への巡回相談時などにも活用する。

【⑤_人材の確保】

- ・教育保育施設において、特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員、配慮を要する子への支援に係る専門職などの人材の確保を行う。
- ・障害福祉サービスの利用や就学時に必要となる心理検査を行う心理士等の確保を行う。

ビジョン2. 児童発達支援センターを中核とした配慮を要する子への支援の強化

〇本市の課題である、6つの視点より「支援の場・機会の充実」を踏まえて、配慮を要する子への支援の場や機会の機能強化に向けた取り組みを展開する。

【①_相談できる場所づくり】

- ・子育てに不安を抱える保護者らが気軽に相談できる連携体制を整える。
- ・相談に際しては、不安軽減に重点を置きながら専門職を中心として行う。
- ・配慮を要する子を持つ家族には、健診事後教室や各種講座等での相談・支援や、保育園及び認定こども園等の巡回での相談・支援を行う。

【②_巡回相談】

- ・巡回相談が必要な子に対しては、児童発達支援センターと連携し、訪問支援員(心理士、作業療法士、特別支援教育関係者等)による巡回にて対応する。

【③_児童発達支援センターの連携強化】

- ・うるまこどもステーション内(医療棟・児童館・親子通園等)の連携を強化する。またその他の保育施設、教育機関、医療機関、児童福祉施設等との機能的な連携を図る。

【④_福祉サービスにおける療育支援体制の構築】

- ・児童発達支援センターを中核とした市内発達支援ネットワークを立ち上げるなど、「顔の見える」連携体制を構築する。
- ・早期発見、早期療育(支援)の視点を重視し、乳幼児期における取組を強化する。
- ・配慮を要する子に対応した専門性の高い相談支援機能を配置する。

ビジョン3. 配慮を要する子への支援に係る関係機関のネットワーク体制づくり

〇本市の課題である、6つの視点より「つなぎの体制の構築」を踏まえて、一人ひとりを支援につないでいく仕組みや関係機関ネットワーク体制づくりに向けた取り組みを展開する。

【①_発達を支援する場との連携】

- ・発達を支援する場の情報共有や円滑なつながりを行うための協議体を設置し、配慮を要する子を支援機関へとつなぐ連携体制を構築する。

【②_支援へのつながりの体制づくり】

- ・ライフステージに通じた切れ目ない「重なる支援」で個々の支援の充実を図る。
- ・つながりの情報（心理相談時の情報や子どもの状態など）が、関係機関（者）に引き継がれていくためのコーディネート機能を整備する。

【③_情報共有ツールを通じた、一貫した発達支援の構築】

- ・生涯にわたる継続した支援のため個別指導計画とも連携したサポートブックとして、「個別支援プラン」を作成する。
- ・「個別支援プラン」を共通のツールとし、配慮を要する子の保護者や関係機関（者）で情報共有を行い、ライフステージに通じた適切な支援を行う。

ビジョン4. 保護者支援の強化充実

〇本市の課題である、6つの視点より「保護者支援の強化充実」を踏まえて、配慮を要する子の保護者への支援充実に向けた取り組みを展開する。

【①_発達障害に対する保護者の理解促進】

- ・発達障害は、早期に療育や支援を開始することにより、その後の社会生活の困り感が軽減されることを周知・理解促進する。
- ・発達障害についての理解を深めるため、アウトリーチなどにより積極的に保護者と関わりの機会を持ち、早期に支援が行えるようにする。

【②_配慮を要する子への支援に関する情報発信】

- ・うるま市のホームページ等で、配慮を要する子への支援に関する情報提供やサービスなどを紹介する。

【③_「新サポートノートえいぶる」の利活用支援】

- ・「新サポートノートえいぶる」の記入や利用方法のアドバイス等の支援を行う。
- ・「新サポートノートえいぶる」のWEB版作成を検討する。作成にあたっては、県のノートを基準としながら、わかりやすさ、使いやすさを踏まえて作成することとする。

【④_ペアレントトレーニング、ピア活動の実施】

- ・児童発達支援センターや発達クリニック等と連携しながら、就学前児童とその保護者を対象としたペアレントトレーニングを実施する。

- ・ピア活動（同じような立場の人によるサポート、学び合いの活動）の機会を設け、家庭支援の機会を増やしていく。また医療や福祉の関係機関の協力を得て、専門的な視点でのサポートも行えるよう、体制を整備する。

ビジョン5. 地域でのインクルーシブな支援

○本市の課題である、6つの視点より「地域の中で育つ環境づくり」を踏まえて、地域と交流しながら健常児と配慮を要する子がともに育つインクルーシブな地域環境づくりに向けた取り組みを展開する。

【①_うるまこどもステーションの施設の活用】

- ・併設された児童館で、児童発達支援センターや親子通園等に通う児童やその保護者が親子で参加できるイベントを定期的の実施し、地域との交流機会を図る。

【②_発達障害に関する市民への理解啓発】

- ・市の広報誌やイベント等により、発達障害に関する情報発信を行い、市民の発達障害に対する理解啓発を行う。

【③_集団で過ごすための環境づくり】

- ・配慮を要する子を取り巻く環境にも配慮の上、集団の中で困り感を軽減しながら過ごせるよう、ソーシャルスキル(対人関係や社会生活を営むために必要な技能)トレーニング等を実施する。
- ・配慮を要する子が自己決定のもと、自立して生きていく力を身につけるよう、ライフスキル(日常生活を送る上で必要となる技能)トレーニング等を実施する。

【④_中高生の発達支援と居場所】

- ・中高生の居場所の確保を図るため、児童発達支援センターと併設された児童館の活用を検討する。

【⑤_うるまこどもステーションを中核とした、地域におけるインクルーシブな取り組みの実施】

- ・うるまこどもステーションの所在地域での交流機会等を設けるとともに、「地域とともに」を理念とし、配慮を要する子への支援の未来像を掲げながら、市全域でのインクルーシブな社会づくりを図る。

VI 発達支援と関連する課題への対応（子どもの貧困対策、不登校対策）

- 今回のロードマップでは、配慮を要する子への支援の取り組み状況を中心として課題把握を行い、支援体制の整備を掲げているが、「不登校」や「子どもの貧困」などの困り感は、発達支援と一体となって向き合っていく課題であり、これらの関係機関等と連携した対応・支援が必要である。

1. 発達障害と関連する課題（子どもの貧困対策、不登校対策）

①_子どもの貧困対策において

- 1_学習支援などに通う貧困家庭の子どもの中には、発達に課題を抱え、落ち着いて勉強ができない子どももいる。
- 2_保護者自身が社会生活に馴染めず、社会への順応が困難となり、そのため就労が長続きせず、結果として収入も低く、貧困につながっているケースも見られる。

②_中高生の居場所づくりにおいて

- 1_児童生徒やその保護者の困り感が支援者側に伝わっておらず、必要な情報が行き届いていない。
- 2_支援が必要な児童生徒やその保護者の発見が遅れ、困り感が大きくなった状態で支援へ繋がることがある。

③_不登校・引きこもり対策において

- 1_不登校児は、様々な理由から不登校になっているが、その理由として学習障害、ADHD（注意欠如・多動症）による注意欠陥、友達との社会性を保つことができないなどの困り感を抱え、登校拒否や不登校となるケースも見られる。

2. 発達障害と関連する課題への対応（子どもの貧困対策、不登校対策）

①_子どもの貧困対策において

- 1_低学年で学習困難な児童生徒の早期発見・早期支援を行い、学校やその他の支援機関へ連携する。

②_中高生の居場所づくりにおいて

- 1_経済的困窮に伴い、社会的な困難さに寄り添うため、児童生徒及び保護者の相談支援を実施する。
- 2_生活支援はもとより社会的な適応を育むよう活動機会の充実や学習支援を実施する。
- 3_発達特性からくる児童生徒の困り感があれば、居場所や関係機関と連携を図り、環境の調整を行い、自己肯定感の獲得や将来への見通しを立てられるように取り組んでいく。

③_不登校・引きこもり対策において

1_不登校・引きこもり対策では、教育支援センターによる教育相談（適応指導教室や居場所づくり事業）を通じて相談支援を行う。

2_発達支援が必要な場合は、つなぎ支援を行うとともに、家庭支援も視野に入れ対応する。

VII ビジョンの実施スケジュール及び関係機関について

【ビジョンの実施スケジュール】

配慮を要する子への支援体制整備ロードマップ【ビジョン1】	短期	中・長期
配慮を要する子への支援を支える人材の資質向上と確保	【1年・2年・3年】	【4年・5年・6年】
① 研修、ティーチャーズトレーニング	検討 → 実施	継続・効果・検証
② 教職員、サービス事業所、発達支援に従事する相談員への研修	検討 → 実施	継続・効果・検証
③ 保育施設職員の研修体制	検討 → 実施	継続・効果・検証
④ ペアレントメンターの育成・活用	検討 → 一部実施	実施
⑤ 人材の確保	検討 → 一部実施	実施
配慮を要する子への支援体制整備ロードマップ【ビジョン2】	短期	中・長期
児童発達支援センターを中核とした配慮を要する子への支援の強化	【1年・2年・3年】	【4年・5年・6年】
① 相談できる場所づくり	検討 → 実施	継続・効果・検証
② 巡回相談	検討 → 実施	継続・効果・検証
③ 児童発達支援センターの連携強化	検討 → 実施	継続・効果・検証
④ 福祉サービスにおける療育支援体制の構築	検討 → 一部実施	実施
配慮を要する子への支援体制整備ロードマップ【ビジョン3】	短期	中・長期
配慮を要する子への支援に係る関係機関のネットワーク体制づくり	【1年・2年・3年】	【4年・5年・6年】
① 発達を支援する場との連携	検討 → 実施	継続・効果・検証
② 支援へのつながりの体制づくり	検討 → 実施	継続・効果・検証
③ 情報共有ツールを通じた、一貫した発達支援の構築	検討 → 実施	継続・効果・検証
配慮を要する子への支援体制整備ロードマップ【ビジョン4】	短期	中・長期
保護者支援の強化充実	【1年・2年・3年】	【4年・5年・6年】
① 発達障害に対する保護者の理解促進	検討 → 実施	継続・効果・検証
② 配慮を要する子への支援に関する情報発信	検討 → 実施	継続・効果・検証
③ 新サポートノートえいぶるの利活用支援	検討 → 実施	継続・効果・検証
④ ペアレントトレーニング、ピア活動の実施	検討 → 実施	継続・効果・検証
配慮を要する子への支援体制整備ロードマップ【ビジョン5】	短期	中・長期
地域でのインクルーシブな児童発達支援	【1年・2年・3年】	【4年・5年・6年】
① うるまこどもステーションの施設の活用	検討 → 実施	継続・効果・検証
② 発達障害に関する市民への理解啓発	検討 → 実施	継続・効果・検証
③ 集団で過ごすための環境づくり	検討 → 実施	継続・効果・検証
④ 中高生の発達支援と居場所	検討 → 一部実施	実施
⑤ うるまこどもステーションを中核とした、地域インクルーシブな取り組みの実施	検討 → 一部実施	実施

【関係機関】

配慮を要する子への支援の体制整備 ロードマップ【ビジョン1】	こども未来部						学校教育部		福祉部	
	こども 発達支 援課	こども 教育支 援課	こども 家庭課	子育て世代 包括支援セ ンター	保育こども 園課	こども 政策課	学校教 育課	教育支援 センター	障がい福 祉課	福祉政 策課
配慮を要する子への支援を支える人材の資質向上と確保										
① 研修、ティーチャーストレーニング	●	●					●	●	●	
② 教職員、サービス事業所、発達支援に従事する相談員への研修							●	●		
③ 保育施設職員の研修体制		●								
④ ハアレントメンターの育成・活用	●								●	
⑤ 人材の確保	●				●		●	●	●	
配慮を要する子への支援の体制整備 ロードマップ【ビジョン2】	こども未来部						学校教育部		福祉部	
児童発達支援センターを中核とした 配慮を要する子への支援の強化	こども 発達支 援課	こども 教育支 援課	こども 家庭課	子育て世代 包括支援セ ンター	保育こども 園課	こども 政策課	学校教 育課	教育支援 センター	障がい福 祉課	福祉政 策課
① 相談できる場所づくり	●						●	●	●	●
② 巡回相談	●						●	●		
③ 児童発達支援センターの連携強化	●									
④ 福祉サービスにおける療育支援体制の構築	●				●				●	
配慮を要する子への支援の体制整備 ロードマップ【ビジョン3】	こども未来部						学校教育部		福祉部	
配慮を要する子への支援の関係機関 ネットワーク体制づくり	こども 発達支 援課	こども 教育支 援課	こども 家庭課	子育て世代 包括支援セ ンター	保育こども 園課	こども 政策課	学校教 育課	教育支援 センター	障がい福 祉課	福祉政 策課
① 発達を支援する場との連携	●	●		●	●	●	●	●	●	●
② 支援へのつなぎの体制づくり	●	●		●		●	●	●	●	●
③ 情報共有ツールを通じた、一貫した発達支援の構築	●	●		●		●	●	●	●	
配慮を要する子への支援の体制整備 ロードマップ【ビジョン4】	こども未来部						学校教育部		福祉部	
保護者支援の強化充実	こども 発達支 援課	こども 教育支 援課	こども 家庭課	子育て世代 包括支援セ ンター	保育こども 園課	こども 政策課	学校教 育課	教育支援 センター	障がい福 祉課	福祉政 策課
① 発達障害に対する保護者の理解促進	●			●			●	●	●	
② 配慮を要する子への支援に関する情報発信	●	●		●		●	●	●	●	
③ 新サポートノートえいびるの利活用支援	●	●		●		●	●	●	●	
④ ハアレントトレーニング、ピア活動の実施	●						●	●	●	
配慮を要する子への支援の体制整備 ロードマップ【ビジョン5】	こども未来部						教育委員会		福祉部	
地域でのインクルーシブな児童発達支援	こども 発達支 援課	こども 教育支 援課	こども 家庭課	子育て世代 包括支援セ ンター	保育こども 園課	こども 政策課	学校教 育課	教育支援 センター	障がい福 祉課	福祉政 策課
① うるまこどもステーションの施設の活用	●	●	●			●	●	●		
② 集団で過ごすための環境づくり	●				●		●	●	●	●
③ 発達障害に関する市民への理解啓発	●			●			●	●	●	
④ 中高生の発達支援と居場所						●	●	●	●	
⑤ うるまこどもステーションを中核とした、地域におけるインクルーシブな取り組みの実施	●	●	●				●	●		

【各部署で実施（予定）している事業とビジョンとリンクする事業について】

※令和5年度当初予算書参照

令和5年度 当初予算 歳出予算総括表

こども未来部				
No	事業名	予算額	ビジョン	
			大	中
1	保育施設職員研修事業	1,937	1	①
2	保育所巡回支援事業	15,448	1	①
3			2	②
4			4	①
5	親子通園事業	15,365	2	①
6			3	①
7			3	②
8			4	①
9			4	②
10			5	①
11	早期療育等支援事業	2,700	2	①
12			3	②
13			3	③
14			4	①
15	こどもステーション運営事業	21,143	2	②
16			3	①
17			3	②
18			5	①
19			5	⑤
20	医療的ケア児保育支援事業	26,450	5	②
21	沖繩子供の貧困対策事業	105,212	5	④

学校教育部				
No	事業名	予算額	ビジョン	
			大	中
1	作業療法士巡回相談事業	2,507	1	①
2	中学校特別支援教育事業	22,971	1	⑤
3	小学校特別支援教育事業	82,822	1	⑤
4	教育相談事業	29,372	2	①
5	教育相談体制整備事業	36,086	2	①
6	小学校特別支援教育就学奨励費	9,507	3	②
7	適応指導教室事業	8,550	5	②
8			5	④
9	若者居場所運営支援事業	30,817	5	①
10			5	④

福祉部				
No	事業名	予算額	ビジョン	
			大	中
1	障がいフェスタ事業	321	4	②
2			5	③
3	発達障がい等支援事業	848	4	①
4			4	②
5			4	④
6			5	③
7	障害福祉関連負担・補助金	3,161	3	①
8			3	②
9			3	③
10	地域自立支援協議会運営事業	375	2	④
11			3	①
12	地域生活支援事業	52,497	2	④
13	日中一時支援事業	19,612	2	④
14	基幹相談支援センター等機能強化事業	41,774	2	①
15			3	①
16			3	②
17			3	③
18			4	①
19			4	③
20	地域活動支援センター事業	36,140	2	①
21	基幹相談支援センター運営業務	6,075	2	①
22	障害者相談支援事業	48,100	2	①
23			3	①
24			3	②
25			4	①
26			4	③
27	重層的支援体制整備事業への移行準備事業	29,889	2	①
28			3	①
29			3	②
30			5	②

1. 健康保健分野の現状

関連する資源

(乳幼児健診、乳幼児健診事後教室、あっぴるクラブ／オレンジクラブなど)

○児童発達支援の発見、気になるこの発見は、主に乳幼児健診の場で把握されることが多い。本市では、1歳6か月健診時と2歳児歯科検診、3歳児健診時に、子どもの発達状況をチェックしている。

○乳幼児健診における要フォロー児数の割合が高い。(1歳6か月児健診で35.9%、3歳児(3歳6か月児)健診で28.9%を占めている)

乳幼児健診における要フォロー児数の割合が高い

	1歳6ヶ月健診	3歳6ヶ月健診
受診児童数	995名	1,095名
フォロー対象児数	357名	317名
フォロー対象児の割合	35.9%	28.9%

※令和3年度実績

2. 福祉分野の現状

関連する資源

(児童通所支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、短期入所、家庭児童相談室)

○障害者支援のあり方に関する調査研究において、児童通所事業所が提供する全活動時間に占める個別活動(児童1人に対し職員1人が対応する活動)時間の割合についてタイムスタディ調査を実施したところ、個別活動を全く実施していない事業所が、医療型児童発達支援では16.7%、児童発達支援センターでは25.0%、児童発達支援では46.4%、放課後等デイサービスでは15.8%あることが明らかとなった。

(参照：令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究－放課後等デイサービスの在り方－)

○令和4年度に沖縄県が県内41市町村に対して実施したアンケート調査によると、「事業所におけるサービスの質の向上(設備、人員体制等)において課題と感ずること」に対して、「十分な支援を行うための職員の育成が難しい(13か所)」、「十分な支援を行うための職員の確保が難しい(13か所)」との回答があった。

(参照：令和4年度放課後等デイサービスの実態に関するアンケート調査結果報告)

○全国や沖縄県の動向として障害児通所支援事業所数の増加がみられる。本市においても、市内の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所数の増加が顕著となっていることから、多くの事業所で質の高い療育支援サービスが提供できるよう療育に携わる支援者に対する専門研修等の企画・開催が求められる。

市内における障害児通所支援事業所数の推移

障害児通所サービス種類	令和元年9月 (事業所数)	令和4年9月 (事業所数)
児童発達支援	18	41
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	30	58
居宅訪問型児童発達支援	0	1
保育所等訪問支援	1	5
障害児相談支援	10	18

(沖縄県事業所台帳より集計)

○児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定者及び利用者延べ人数は、経年的に増加傾向であるが、保育所等訪問支援においては、横ばいとなっている。一方で、市内小学校・中学校における特別支援学級数は年々増加していることから、教育現場での福祉専門職のニーズの高まりが予測される。

(参照：資料編 3.教育分野「特別支援学級数の推移」)

障害児通所支援における実績（年間支給決定者数）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童発達支援	129	135	164	198	239
放課後等デイサービス	378	437	479	506	578
保育所等訪問支援	61	72	64	50	62

※福祉事務所概要より抜粋

障害児通所支援における実績（年間延べ利用者数）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童発達支援	1,446	1,557	1,590	2,086	2,727
放課後等デイサービス	5,133	5,778	6,393	6,601	7,279
保育所等訪問支援	343	517	409	330	348

※福祉事務所概要より抜粋

○令和3年度の児童における短期入所の利用実績（利用延べ人数）をみると、市内事業所利用者はおらず、全て市外事業所利用者であった。市内において児童を受け入れることのできる短期入所事業所がないことから身近な場で児童が短期的に入所できる事業所・施設が不足している状況が伺える。

令和3年度 短期入所利用者延べ人数（市内・市外事業所比較（児のみ））

	市外事業所	市内事業所	総計
延べ利用者数	60	0	60
割合	100.0%	0.0%	100.0%

※集計：令和3年度障害者自立支援給付費支払実績より

【参考】短期入所（ショートステイ）…自宅において介護者が病気等により介護が困難な際に、短期間、施設に入所・宿泊し、入浴や排せつ、食事等の介護等を提供する。

①発達障害または発達障害が疑われる不登校児への支援

○令和3年度に沖縄県がとりまとめた調査結果では、発達障害または発達障害が疑われる不登校の児童の把握状況について、「把握していない」または「各学校に任せている」と回答した市町村の割合は幼稚園では48.7%、小学校では43.9%、中学校では43.9%であった。

（参照：R3年度市町村発達障害児支援体制整備状況に関する実態調査報告書P11図表）

○令和4年度に沖縄県が県内41市町村に対して実施したアンケート調査によると、中部圏域で不登校支援を掲げている放課後等デイサービス事業所が9か所（5.3%）と少ない状況であった。

（参照：令和4年度放課後等デイサービスの実態に関するアンケート調査結果報告P28）

○進学等の場面においても切れ目なく支援するためには、発達障害または発達障害疑いのある不登校児を把握し、そのつなぎ支援体制の強化を図ることが重要である。また、発達障害または発達障害が疑われる不登校の児童に対し、不登校支援を提供できる事業所の把握と拡充に向けての取り組みが必要である。

○不登校・ひきこもりの児童の抱える問題が複合・複雑化しており、教育現場だけでは問題解決が難しいことから、再登校に向けて家庭—教育現場—障がい福祉サービス事業所との密接な連携がより重要となっている。

②家庭相談

▶ 家庭における適正な児童養育、その他家庭における児童福祉の向上を図るため、家庭相談員を配置し、育児に関する相談業務を実施。

→家庭介入が難しい世帯もあり、各種サービスへ繋げるため、関係機関との連携が重要となっている。

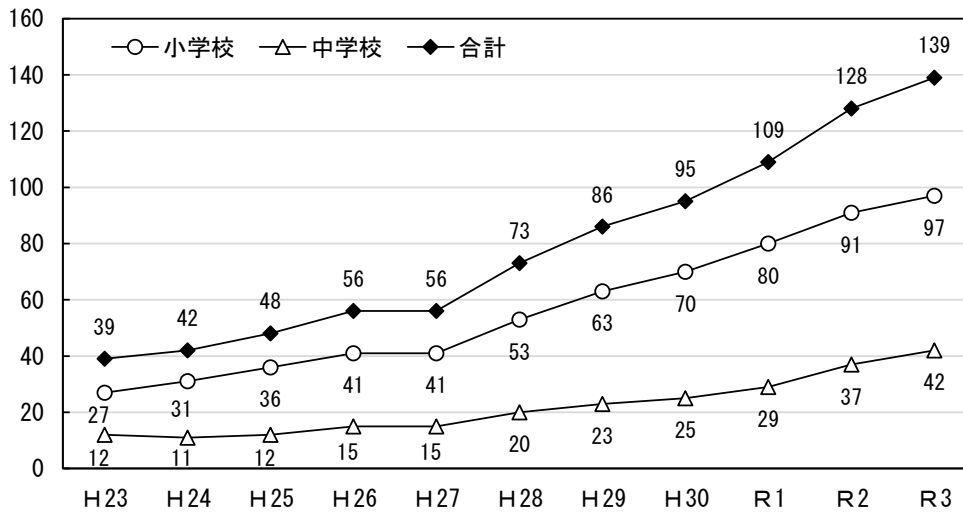
3. 教育分野の現状

関連する資源

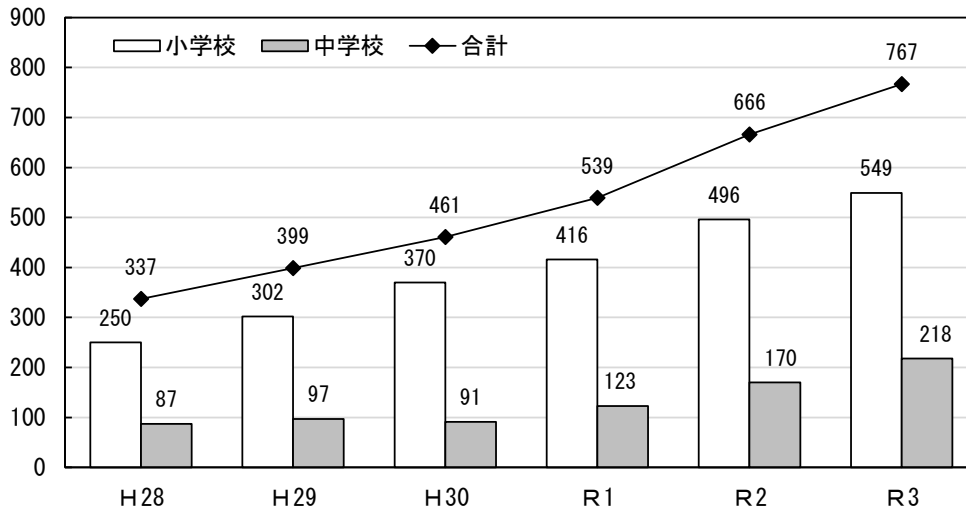
（特別支援学級等の増加、特別支援教育が必要な児童・生徒の増加、支援員の不足、加配、発達支援、心理士、教育支援会議）

- 特別支援学級数が、年々増加している。小学校は令和3年97学級、中学校は令和3年42学級。
 - 特別支援教育を必要とする児童生徒が増加。平成28年度以降、伸びが大きい。特に小学生で多くなっている。（令和3年度特別支援学級在籍者数（5月1日時点）小学生：549人、中学生：218人）
- これは、特別支援教育や発達障害への理解がひろがり、子供の特性に合った教育を受けさせたいという保護者が増えたことや特別支援学級の設置基準を平成28年度から緩和したことが影響したと考えられる。
- 「自閉・情緒」の障がいの児童・生徒が、平成28年度以降大きく増加している。
- 特別支援教育支援員の配置枠は年々増やしているが、それに対し応募が少なく、現実には配置できていない状況である。学校現場からは、一人一人に特別支援教育支援員が関わる時間を増やしてほしいとの要望がある。
- 教育支援センターが対応するケースの6割以上で発達支援が必要と思われる児童生徒であった。発達支援が必要な児童生徒では、不登校になるケースが多い。
- 教育相談「ふたば」では、訪問と来所による相談を実施。相談の内容は、発達の相談が6～7割を占めている。専門の相談員が配置必要である。また、発達障害児の保護者への相談も必要である。
- 発達支援に関する相談では、対象の子の生まれた頃からの情報を保護者から聞き取るほか、幼稚園や学校現場に出向き、行動観察も行っている。
- 教育相談「ふたば」では、子育て世代包括支援センターやこども家庭課など、関連各課との連携をして情報交換している。

特別支援学級数の推移



特別支援学級在籍児童生徒数の推移

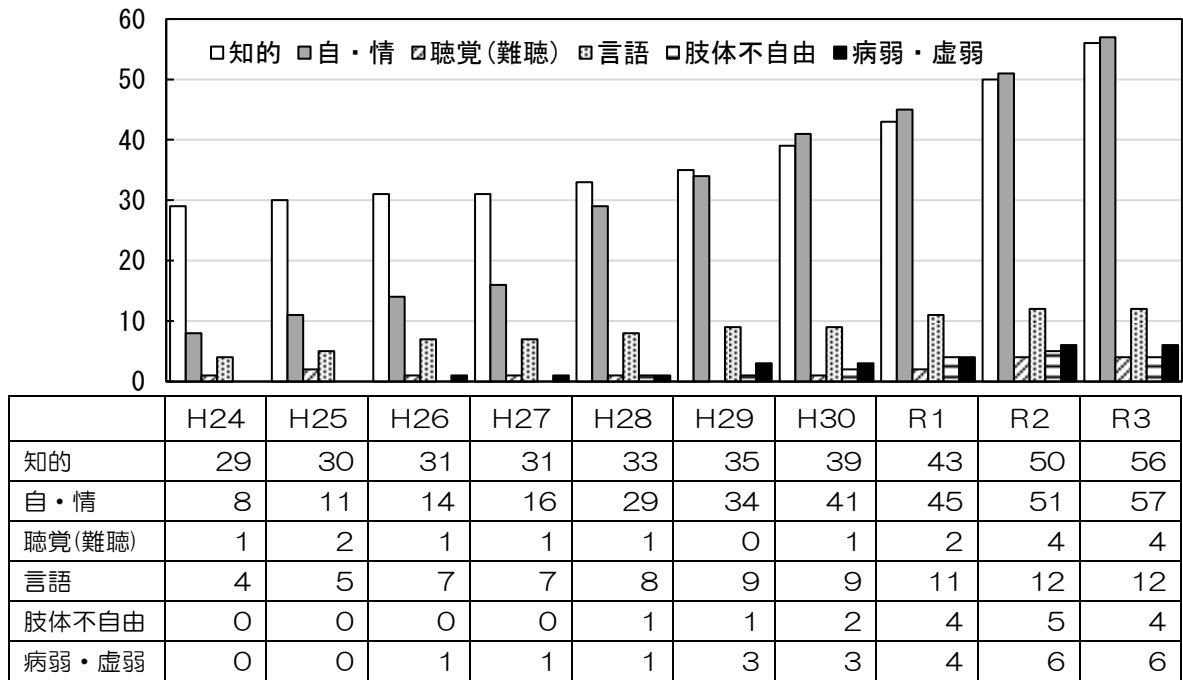


特別支援学級等の増加

	令和2年度		令和3年度	
	学級数	利用者数	学級数	利用者数
小学校	91学級	496名	97学級	549名
中学校	37学級	170名	42学級	218名

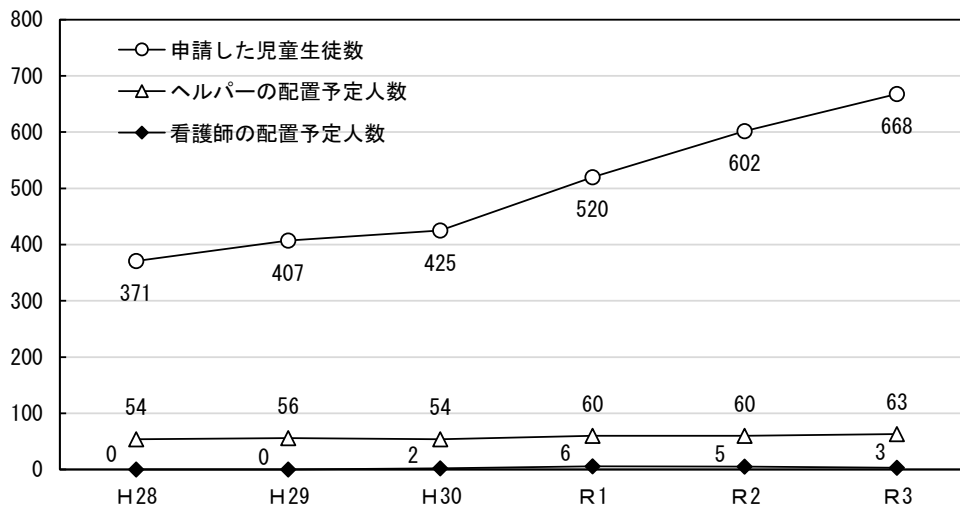
※各年度5月1日現在

小・中学校特別支援学級数（障害種別）

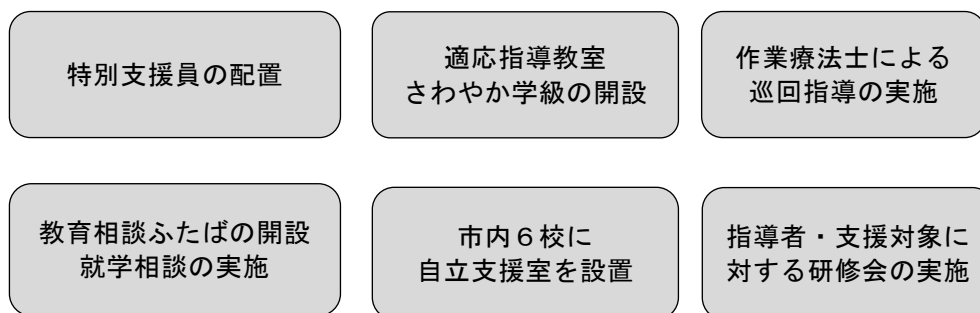


①特別支援教育支援員及び医療的ケア看護職員の配置

特別支援教育支援員及び医療的ケア看護職員の配置



教育委員会として課題への対応



4. 親への支援の現状

関連する資源

(発達障がい児の親支援、保護者の発達障害への理解、保護者への情報提供、診断書、コーディネーターの必要性、関係機関への説明、えいぶるの活用)

○配慮を要する子の障害受容について、受け入れが難しい保護者も見られる。

○沖縄県が発行している「新サポートえいぶる」は、発達障がい児を持つ保護者のための支援ノートであるが、記入方法や活用方法について、周知が行き届いていないのが現状である。

○市内で、発達障害の診断ができる医療機関が不足しており、診断を受けるまでに数カ月かかるケースがある。

5. 配慮を要する子への支援に関連して（子どもの貧困対策取り組み状況）

①子どもの貧困対策庁内連絡会等

（こども政策課）

- ・子どもの貧困対策庁内連絡会
- ・うるま市社会福祉協議会と子ども食堂等への食材支援についてフードドライブ（日本郵便と）

②子どもの居場所づくり運営事業

（子育て世代包括支援センター）

- ・様々な困りごとを抱えている子どもたちへの、居場所づくりの運営を行い、食事の提供や生活指導・学習支援等をとおして、自己肯定感や将来へのビジョンが出来るよう支援することを目的とする。
- ・各地域の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関と連携、情報共有しながら子どもを居場所につなげるための調整を行い、家庭に関しては経済面や生活力の向上にむけた支援を行う。

委託事業者3カ所 居場所開設3カ所 年間利用者 75人

家庭支援員：4名

- 事業者に委託している事業であるが、様々な課題を抱えている子ども達の対応を行政と連携が必要であるが、意思疎通等において課題が感じられた。
- 困難を抱えている子どもの把握、支援方法や居場所のあり方等それぞれの子どもに対する課題は様々であるため、関係機関との連携や情報共有、実態把握が課題となっている。
小学4年生から中学3年生までが集う居場所であるため、学習環境の確保に課題がある。

定例会を開催し、各事業者と行政の意思統一を図る。また、メール等を活用し周知事項の共通認識を高める。

- ◎関係機関との個別ケース会議等の実施回数の増等により綿密な連携を図る。
- ◎学習時間の設定や受験生に対しては、勉強をするスペースを確保する等により学習意欲を増加させるよう取り組む。

③子どもの居場所運営支援事業

(こども家庭課)

- ・児童館・児童センター(6か所)にて子どもの居場所事業の運営委託。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために児童館等を閉所した際は、対象家庭への電話連絡や食材配付を実施。また、公益財団法人 日本財団並びに各法人と連携し市内3ヶ所で、より手厚い居場所事業の実施。
- ・食事の提供や生活指導、学習支援等を通して自己肯定感の向上や将来へのビジョンを見据えることができるよう支援する。

- ◎利用する子の心情を配慮し広く受入をしているため、支援の必要とする子へきちんと支援が届くよう、学校やSSW、家庭支援員等と連携し支援を行っていく。

(維持管理課)

- ・石川東山団地集会所にて、子どもの居場所を設置。食事の提供や生活指導、学習支援等を通して自己肯定感の向上や将来へのビジョンを見据えることができるよう支援する。

(実績)

利用者数41人、延べ人数は1,127人(開所日128日)

- 支援が必要な児童への対応、食品ロス

④若者居場所運営支援事業

(教育支援センター)

- ・困窮世帯の若者(概ね12歳~18歳)を対象に若者居場所不登校や引きこもり、非行などの専門的な支援を要する若者などに対してNPO法人が運営する居場所支援事業者へ委託し、学習支援や生活支援、キャリア形成支援等の専門的な支援を行う。

(実績)

委託先：NPO法人 1カ所

支援体制等：支援員 常勤4名、非常勤2名 ボランティアの大学生2名 計8名

- 居場所事業者と利用者の所属校との連携を強化する必要がある。

- ◎利用者の所属校へ情報連携などの協力を求める。

⑤不登校・ひきこもりの居場所作り

- 発達障害または発達障害が疑われる不登校の児童の把握状況について、把握していないと回答した市町村が多い実態がある。本市においても進学等の場面においても切れ目なく支援するために、発達障害または発達障害疑いのある不登校児の把握およびつなぎ支援について体制強化を図る必要がある。
- 沖縄県調査では、中部圏域で不登校支援を掲げている放課後等デイサービス事業所が9か所(5.3%)と少ない。発達障害または発達障害が疑われる不登校の児童に対し、不登校支援を提供できる事業所の把握と拡充が必要。▶ 不登校・ひきこもりの児童の抱える問題が複合・複雑化しており、教育現場だけでは問題解決が難しい
(令和3年度市町村発達障害児支援体制整備状況に関する実態調査報告書 P 1 1 参照)
(沖縄県放課後デイ調査票 P 2 8 参照)
- 再登校に向けて家庭—教育現場—障がい福祉サービス事業所との密接な連携がより重要となっている